

制度対策部

近年、全国の刑務所等の矯正施設において常勤の作業療法士を配置する動きが始まっており、作業療法士の新たな職域が広がっている。協会も刑務所見学会の開催や法務省との連携によりこの領域における職域拡大を推進しているが、それと同時に、2018年から全国の矯正施設等に従事する作業療法士がネットワークをつくり情報交換を行ってきており、その活動にも協力している。昨年度に引き続き、矯正施設の入所者等に対する全国作業療法研修会が「共生社会を作る愛の基金」2020年度助成事業から助成金を得て2021年2月27日にオンラインで開催された。協会も開催に協力したこの研修会の様子について報告する。

事前申し込みは全国各地から150名を超え、司法領域への関心の高さオンラインであることの参加のしやすさが窺えた。参加者の所属先は約6割が医療機関（身体障害領域と精神科領域が同程度）、次いで、養成教育、介護・障害福祉、その他の順であった。

研修会は、刑務所での実践報告、司法領域における作業療法プログラムの効果研究について最新の報告、司法領域における作業療法文献をレビューし、この領域への作業療法士の関与の変遷についてまとめた報告が行われ、短時間ではあったが質疑応答と意見交換がなされた。

実践報告1 岩国刑務所の取り組み

女子刑務所である岩国刑務所には、処遇部門の地域連携事業に非常勤で5名の作業療法士がそれぞれ月1～2回から週2回と各自の就労に応じた頻度で携っており、そのうちのひとりである佐藤佳子氏より実践報告がされた。岩国刑務所では作業療法士は入所から出所までのさまざまな場面に関わっている。刑執行開始時の調査と指導では、作業療法士がすべての入所者に対して観察工場での作業能力・作業適性評価を行い、本人および工場担当刑務官へフィードバックを行っている。矯正処遇の実施においては、高齢または障害のある受刑者への個別の作業療法として、心身機能評価と運動・認知機能向上を支援し、必要に応じて入浴や食事場面などでも評価、介入を行う。また、他者を意識し動機づけを高める目的で個別の対象者をグループ化した集団作業療法を行ったり、退所前を目的として、地域で

の定着を目的に多職種（保健師、臨床心理士）での介入を行ったりしている。2021年度からは釈放前の指導の一環として、入所時に行った作業能力・作業適性評価の再評価と本人へのフィードバックも予定されている。個別の事情に応じた環境調整が難しいなど困難に感じることはあるが、入所時の受刑者全員に関わることで早期に問題点を発見し助言ができて、受刑者の生活歴等を知り観察・評価をすることで、出所後の生活設計を見据えた目標設定を行い、動機づけをしながら介入する場合に作業療法士の視点や知識が生かされるなどのやりがい語られた。

実践報告2 熊本刑務所の取り組み

熊本刑務所は、処遇区分LB（執行すべき刑期が10年以上であり、かつ犯罪傾向が進んでいる）の男子刑務所である。熊本刑務所には熊本県作業療法士会（以下、士会）が刑務所支援チームをつくって関わっており、士会担当理事の野尻明子氏とチームリーダーの濱砂美幸氏より実践報告がされた。士会と刑務所の出会いの発端は精神科病院勤務の作業療法士と刑務所職員がダルクを介して知り合ったことにある。刑務所職員はリハビリテーションができる専門職を探しており、社会復帰支援指導プログラムの依頼がその作業療法士にあったが、長期的な関わりになることも予測されたため、士会として関わることとした。先行する取り組みの情報収集や刑務所見学、刑務所の複数部門と士会との合同会議を経て介入がスタートし、現在は、分野も経験年数も異なる作業療法士9名が関わっている。活動のひとつに受刑者の自主トレーニングを促す目的で導入した体操日誌がある。それが受刑者ひとりひとりへ眼差しを向けるツールとなり、受刑者も熱心に取り組み作業療法士との関わりを楽しみにしている。受刑者の変化としては自己肯定感の向上や対人関係の改善がみられており、懲罰が減った、受刑者が声をかけ合ったり互いを助け合ったりするようになったと刑務官もその変化を認めている。複数の作業療法士が関わるために情報共有をさまざまなツールを使って行っており、刑務所との連携は作業療法士側から積極的に伝えることを心がけ、介入後のミーティング以外にも随時細やかに行っている。組織の成り立ちや教育、もっている知識などの背景が違うことを

前提に、相手を知ろうとすること、自分たちのことを理解してもらえるように伝えることの大切さが述べられた。

最新の研究報告

「一般就労と福祉的支援の狭間にある者を対象とした OT プログラムの効果研究」について、広島大学の宮口英樹氏、石附智奈美氏より「2017年に閣議決定された再犯防止推進計画において「就労・住居の確保」が重点項目に挙げられており、一般就労と福祉的支援の狭間にある境界知能の者に有効なプログラムが模索されている。そこで、①境界知能の者の社会復帰支援における課題の構造化と②作業療法を活用したプログラム（宮川医療少年院で実施され一定の効果が得られているコグトレを利用）の作成を行い、効果検証を行った。研究から分かった境界知能の者の就労課題としては、処理速度の遅さ、言葉・文書を聞き取る力の弱さがあり語彙力にも影響、視覚イメージ生成力の弱さが挙げられ、その課題へ対応できるプログラムの研究を進めている。プログラム実施の効果としては少年院での反則行為が減り、対象者に落ち着きが出てきた」との報告があった。

司法領域における作業療文献レビュー報告

保護司としても活動している常葉大学の吉田裕紀氏からは、「作業療法士による矯正分野 44 本、更生保護分野 6 本の文献をレビューした報告があった。矯正分野では、PFI 刑務所、特に播磨社会促進センターからの報告が多いが、一般刑務所や少年矯正施設の報告も増えてきており、全体的に作業療法士からの発信が増加傾向にあることが示された。2005 年から 2010 年頃は刑務所に作業療法士が参

入し始めた時代、2011 年から 2015 年頃は PFI 刑務所への参入により作業療法の新たな挑戦と転機の時代、2016 年から現在は一般刑務所や少年矯正施設への広がりや出所後の支援でも活躍し始める時代であり、司法領域において作業療法士はこれからますます必要となる」という報告がされた。

意見交換を行った後、研修会の最後に、研修会全体のアドバイザーを務めた香山明美副会長より、「矯正施設という特殊な環境ではあるが、他の職種との連携、作業療法士同士の共有、対象者へのフィードバックなど、作業療法をどのように根付かせるかの普遍的な取り組みに感じられた。作業療法士が作業療法士らしいことをしようと取り組んだ結果、対象者の変化を生み出せているのは、それまでの刑務所が集団で行ってきたことに加えて、個別に踏み込んで一人ひとりのことを考え、大切にす姿勢によるものであり、それは作業療法の原点なのではないか」と伝えられた。

参加者アンケート

終了後のアンケートで司法への関与と関心について尋ねた。「興味はあるが関わるまでは考えられない」という回答も多いが、いつか携わりたい、といった声も多くあった。

また、「受刑者を含め生活に困っている人全てが作業療法の対象だということを改めて認識した」、「司法領域に怖いイメージがあったが、領域は異なっても作業療法は変わらないことを知ることができた」、「作業療法士の活躍する新しい分野としてとても興味深く、また私たちの能力を活用してもらえ新たなフィールドだと感じた」といった感想や次回開催の期待も多く寄せられた。

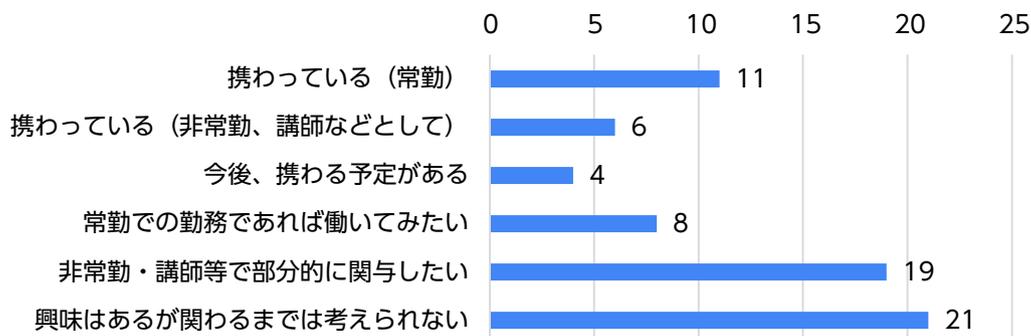


図 司法への関与と関心